

休暇の種類	休暇の原因	休暇の期間	休日休暇勤務時間条例	同施行規則	運用上の留意事項	備考
特別休暇（続き）	配偶者の出産 （配偶者の出産補助休暇）	3日を越えない範囲でその都度必要と認める日又は時間（分割取得可）	第13条	第10条 別表第2	<ul style="list-style-type: none"> ・出産予定前4週間（その前に入院した場合は入院した日）から出産日以後2週間までが取得可 ・時間単位での承認は7.75H=1日で換算 	H13.3.30付人第629号 人事課長通知 H21.3.26付人第2976号 総務部長通知 H22.4.1付人第2864号 総務部長通知
	配偶者、父母及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間			<ul style="list-style-type: none"> ・単に命日というだけでは該当せず、祭事、法要等の行事が行われることが必要 ・「子」の範囲は育児休業と同じ。 	初盆法要は不可 H29.3.30付人第2486号 総務部長通知
	長期勤続の節目に当たる職員が、心身の健康の維持及び増進を図るために勤務しないことが相当と認められる場合	その都度連続する3勤務日の範囲内で必要と認める期間			<ul style="list-style-type: none"> ・各年度内に満35歳、満45歳、満55歳に達する職員が対象（毎年度当初に人事課から対象者リストで通知） ・他団体派遣等の期間中に対象となった職員が派遣先で未取得の場合は、県復帰後に対象とする。 ・翌年度への繰越可（15年度対象者から） ・リフレッシュ年休との併用を基本とし、やむを得ない場合、特別休暇のみの取得可 	H11.6.29付人第281号 総務部長通知 H14.3.29付人第670号 総務部長通知 H15.6.26付人第220号 総務部長通知 H17.4.27付人第1361号 人事課長通知
	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合（子の看護休暇）	一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する職員は10日）			<ul style="list-style-type: none"> ・「子」とは、職員が養育する実子、養子、里子、特別養子縁組の監護期間中の子及び配偶者の子をいう。 ・「看護」とは、負傷、疾病による治療、療養中の看病及び通院等の世話をいい、後遺障害の機能回復訓練（リハビリ）の介助は含まない。 ・「負傷、疾病」には、負傷、疾病が治った後の社会復帰のための機能回復訓練は含まない。 ・「予防接種」とは、予防接種法第2条第2項に規定する疾病に対する予防接種及びインフルエンザの予防接種をいう。 ・「小学校等」とは、小学校、幼稚園、特別支援学校の小学部及び幼稚部並びに保育所（個人または法人が経営する託児所等の認可外保育所を含む。）のことをいう。 ・時間単位での承認は7.75H=1日で換算 ・子の人数が年の途中において2人以上から1人となった場合は、複数の子が対象となっていた時点における残日数（残日数が5日を超えるときは5日）の範囲内で特別休暇を取得することができる。 	H14.6.28付人第244号 総務部長通知 H16.3.29付人第688号 人事課長通知 H17.3.30付人第1179号 総務部長通知 H19.6.25付人第762号 総務部長通知 H21.3.26付人第2976号 総務部長通知 H22.4.1付人第2864号 総務部長通知 H23.6.30付人第920号 総務部長通知 H27.6.30付人第920号 人事課長通知 H29.3.30付人第2486号 総務部長通知 R1.6.27付人第719号 総務部長通知